

未来の登米市病院勤務医師・看護師を育成



市では、将来医師や看護師として、登米市立病院などに勤務する意欲のある人に「登米市医学生奨学金等制度」を活用し、修学などに必要な資金を貸し付けします。

額免除となります。

市医学生奨学金 修学一時金

●市医学生奨学金

【貸付対象者】将来医師として市立病院などに勤務しようとする大学生

【募集人員・貸付金額】

▼大学1年～3年生(2人程度、月額20万円以内)
▼大学4年～6年生(1人程度、月額30万円以内)

【貸付期間】貸付決定の月から大学卒業または大学院課程修了の月まで。ただし、大学生奨学金は6年、大学院生奨学金は4年を限度とし、奨学



金の最長貸付期間は10年。
【保証人】2人(1人は家族で可、もう1人は別世帯で独立生計を営む人)
【返還の免除】貸付総額を240万円で割った数に相当する年数(1年未満のときは1年)と貸し付けを受けた期間に相当する年数を比較し、多い方の年数(必要勤務年数)を市立病院などで勤務した場合、全額償還免除となります。

●修学一時金

【貸付対象者】医学生奨学金貸付対象者のうち希望者

【募集人員・貸付金額】2人程度、760万円以内

【返還方法】無利子貸付(償還免除の制度はなし)とし、医学生奨学金貸付の最後の月から10年以内に償還

【申請書類】修学一時金貸付申請書

市看護師奨学金 修学一時金

●市看護師奨学金

【貸付対象者】将来看護師として市立病院(診療所や老人保健施設を含む)に勤務しようとする、看護師養成施設に在学する学生

【募集人員・貸付金額】7人程度、月額5万円以内

【貸付期間】貸付決定の月から、看護師養成施設を卒業する月まで(看護師養成施設の修学年数を限度)

【保証人】2人(1人は家族で可、もう1人は別世帯で独立生計を営む人)

【返還の免除】看護師養成施設を卒業後2年以内に国家資格を取得し、直ちに市立病院(診療所や老人保健施設を含む)に採用された後、採用された日の翌月から起算して奨学金の貸し付けを受けた期間に相当する年数を看護師として業務に従事した場合は、全

●修学一時金
【貸付対象者】看護師奨学金貸付対象者のうち希望者

【募集人員・貸付金額】7人程度、20万円以内

【返還方法】無利子貸付(償還免除の制度はなし)とし、看護師奨学金貸付の最後の月から10年以内に償還

【申請書類】修学一時金貸付申請書

申し込み方法 受付期間など

【一括償還】退学などで貸付目的を達成する見込みがなくなったときは、貸し付けを停止し、一括償還していただく場合があります。

【申し込み方法】次の書類を郵送または持参してください。

①貸付申請書②在学証明書(4月入学予定者は、合格通知書または入学通知書の写し。入学後在学証明書を提出)

③戸籍抄本④在学する大学、大学院の学長または学部長、看護師養成施設の長などの推薦調書(4月入学予定者は不要)⑤その他、市長が必要と認める書類(医学生奨学金等貸付応募理由書、履歴書、保証人の印鑑証明書など)

※様式は医療局のホームページからダウンロードできます。

【申込受付期間】3月3日(月)～4月10日(木)

※当日消印有効

【審査方法】書類審査と面接審査(4月下旬を予定しています)

※日時や詳細は別途ご連絡します。

【申し込み・問い合わせ】
医療局経営管理部企画総務課(総務係) 〒987-1051 宮城県登米市迫町佐沼字下田中25番地
☎0220(21)6888

登米市奨学生を募集

教育委員会

「学びたい」「意欲をもつ」学生を応援

市では、一層の向学心向上を奨励し、就学環境を整備することなどを目的に、平成26年4月以降に進学・進級する希望者に対し、奨学金を貸し付けします。

市育英資金 浅野兄妹奨学資金

【校種】国内の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程および専門課程に限る)、短期大学、大学(大学院を除く)

【貸付期間】正規の修業期間内

【連帯保証人】2人(1人は家族で可、もう1人は別生計で独立生計者)



貸付期間および貸付月額

| 区分 | 貸付月額 | |
|--------|-------|--------|
| | 自宅通学 | 自宅通学以外 |
| 高等学校 | 1万円以内 | 3万円以内 |
| 高等専門学校 | 4万円以内 | 5万円以内 |
| 専修学校 | 4万円以内 | 5万円以内 |
| 短期大学 | 4万円以内 | 5万円以内 |
| 大学 | 4万円以内 | 5万円以内 |

【貸付方法】年2回以内、奨学生名義の口座に振り込みます。
【返還方法】無利子、据え置き6カ月、10年以内均等返還年賦、半年賦、月賦の中から選択、奨学生名義の口座から引き落とし
【応募資格】次の全ての条件

が当てはまること
▼人物Ⅱ市内に在住し、生計の基礎が市内にあり、心身ともに健康な人。
▼学力Ⅱ最終学年の直近の成績が学年評定3.5以上、または成績順位が上位50%以内に入っていること(スポーツ、芸術などの卓越者、または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合はこれも考慮する)。
▼家計Ⅱ経済的理由により修学が困難な人。

上杉奨学金

【校種】大学

【貸付年額】50万円以内

【貸付期間】▼医学部、獣医学部などⅡ6年以内▼それ以外Ⅱ4年以内

【連帯保証人】1人

【貸付方法】年1回、奨学生名義の口座に振り込みます。

【返還方法】無利子、据え置き3年以内、10年以内均等返還年賦、半年賦、月賦の中から

ら選択、奨学生名義の口座から引き落とし
【応募資格】市内に在住し学資の支弁が著しく困難な人

共通事項

【募集人数】各奨学金とも予算の範囲内

【募集期間】2月3日(月)～3月10日(月)

※受け付けは、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

【奨学資金の貸与および返還】
▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学金の重複応募はできません。
▼日本学生支援機構など、他の機関が運営する奨学資金を借りている、または借りることが決定している(見込みを含む)人には貸与できません。

▼卒業、進学先、就職先を条件とした返還免除制度はありません。
▼不登校、または奨学生として

て適当でないと認められたときは、奨学金は途中で廃止し返還していただきます。
【採用方法】奨学生選考委員会審査し、市教育委員会決定します(平成26年4月開催予定)。
【応募書類】①奨学生願書(様式第1号)②学校長推薦書(様式第2号)③健康診断書(任意様式)学校発行のものでも可
④住民票謄本(世帯全員のもの)⑤平成25年度納税証明書(連帯保証人分)⑥平成25年度の世帯全員の収入が分かる書類※確定申告書または住民税申告書の写し(事業収入などがある場合は収支内訳書の写し、給与収入のみの場合は源泉徴収票の写しでも可)
※①と②は市ホームページからダウンロードできます。
【申し込み・問い合わせ】
教育委員会教育総務課
☎0220(34)2670
または教育委員会各教育事務所